

ミツヒロニュース



伊那食品工業(株)の最高顧問 塚越寛さんが「忘己利他(もうこりた)」の精神について話されています。「忘己利他」は、天台宗の開祖 最澄の「己を忘れて他に利するは慈悲の極みなり」という教えに基づく言葉だそうです。塚越さんが考える「忘己利他」は、社員や社会の幸せを実現するために売上や利益を上げる会社を作ることだといいます。人はみな、幸せを求めて生きています。最高の幸せのかたちは利他の幸せです。自分のことだけでなく、人の役にも立つこと、人に喜んでもらえることをする。「何をしたら喜んでくれるのか」といつも考えて行動することが必要だと思います。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇法人版 事業承継税制に係る 特例承継計画の提出期限延長
- ◇特例措置延長等 印紙税改正の概要
- ◇2022年度における 雇用保険料率と年度更新
- ◇今月のお勧めセミナー
第3回 税務・会計セミナー
「上手な税務調査の受け方」
- ◇あとがき
「ひとりととのう」

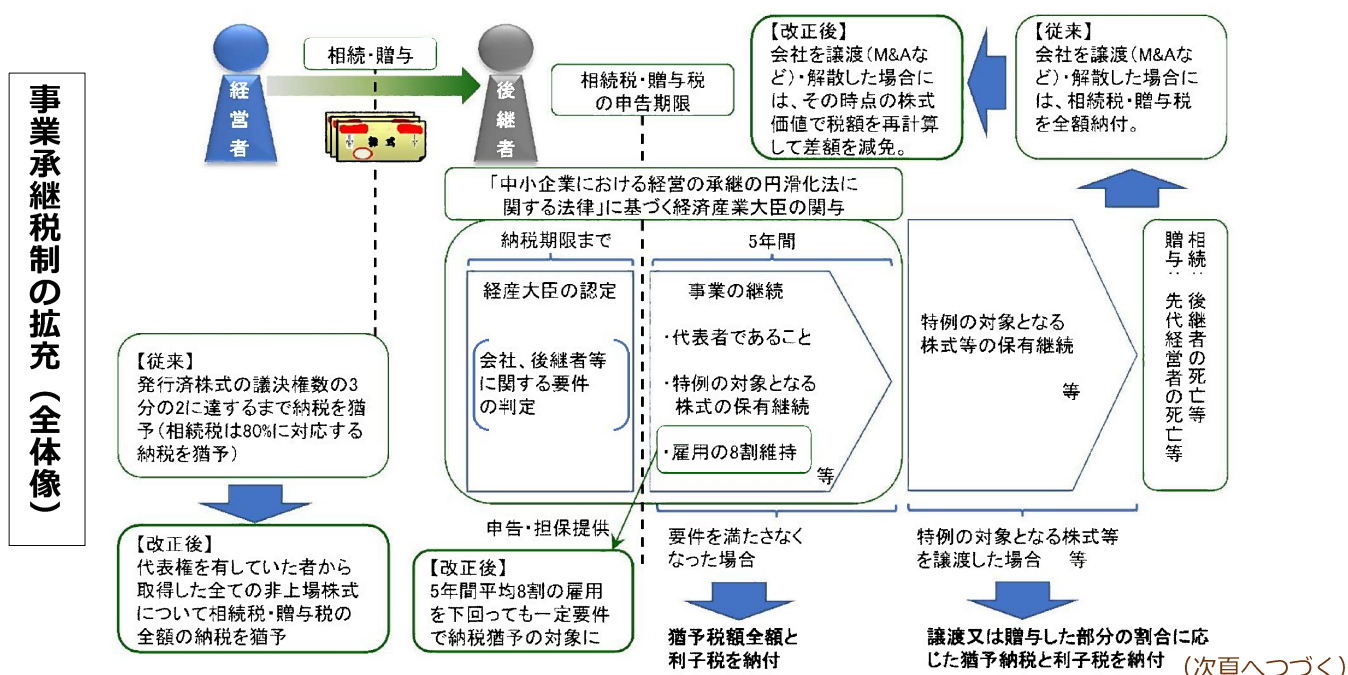


法人版 事業承継税制に係る 特例承継計画の提出期限の延長

後継者への事業承継を税制面から支援する「事業承継税制」について、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した改正が令和4年度税制改正により行われました。

1. 事業承継税制とは

事業承継税制は、法人版と個人版の2種類が存在しており、法人版であれば自社株式、個人版であれば事業用資産を対象に、これらの資産を後継者へ異動するにあたっての贈与税又は相続税の納税を猶予及び免除する制度です。



ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

対象となる会社又は個人事業者・贈与者・受贈者には、それぞれ円滑化法（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律）に定められた要件がありますが、いずれの要件も満たしていることについて、その会社の主たる事務所の所在地である都道府県知事から認定を受ける必要があります。

また実際に納税猶予を受けるためには、申告期限内に申告を行うとともに猶予税額及び利子税の額相応の担保を提供する必要があります。

この納税猶予を受けた後、猶予期間中に譲渡を行う等一定の事由に該当した場合には、利子税とともに本税を納付する必要があります。その一方で、後継者の死亡等一定の事由に該当した場合には、その猶予されている税額が免除されます。

2. 令和 4 年度税制改正

令和 4 年度税制改正により行われた改正は、法人版事業承継税制の特例措置に係る部分です。具体的には、特例措置の適用を受けるための「特例承継計画」の提出期限が 1 年延長 され、令和 6 年（2024 年）3 月 31 日となりました。

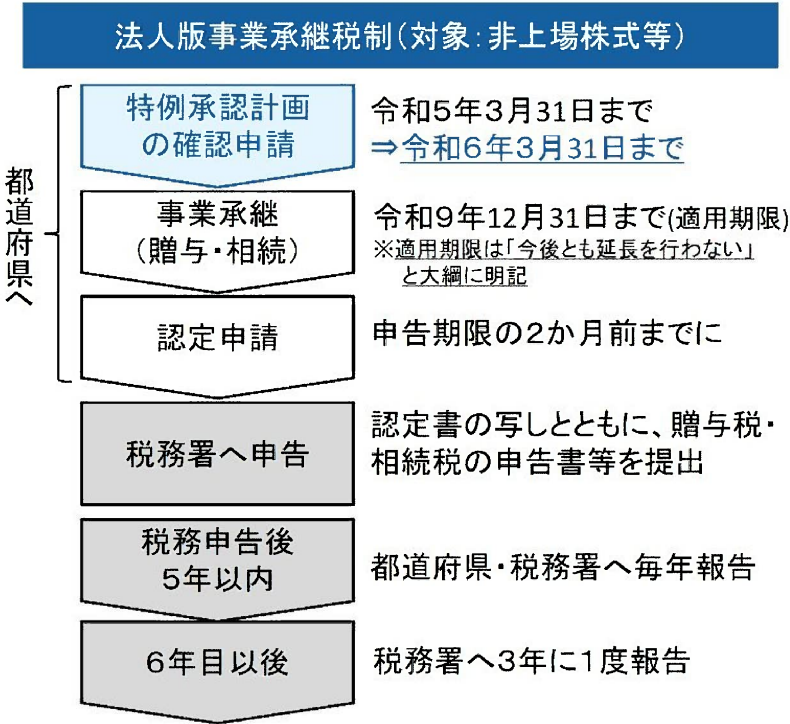
3. 留意点

法人版事業承継税制の「特例承継計画」の提出期限は延長されましたが、特例措置の適用期限は延長されていない点に留意しましょう。

また、個人版事業承継税制を適用するには「個人事業承継計画」の提出が必要となります。この適用期限は、法人版事業承継税制による改正後の提出期限と同日です。他方、適用期限は異なっていますので、法人版と個人版で期限を見誤らないように注意しましょう。

事業承継税制	特例（個人事業） 承継計画の提出期限	制度の適用期限
法人版（特例措置）	令和 6 年 3 月 31 日	令和 9 年 12 月 31 日
個人版	令和 6 年 3 月 31 日	令和 10 年 12 月 31 日

提出した計画を実行しなくても問題ありません。不測の事態を想定して計画の提出をしておく、という方法もあります。計画の提出にご興味のある方は、当事務所までお気軽にお問い合わせください。



特例措置延長等 印紙税改正の概要

一定の契約書や領収書などを作成したときは印紙税が課されますが、印紙税額が軽減されたり、非課税とされたりするなどの期間限定の特例措置が設けられている場合があります。この特例措置の期限が令和4年度税制改正により延長されました。主な改正項目を確認します。

1. 印紙税とは

印紙税とは、定められた20種類の課税文書に対して課す税金のことをいいます。また印紙税は、その課税文書を作成した者が納税義務者となり、原則、印紙税相当額の収入印紙を文書に貼り付けて、印章や署名などによりその収入印紙を消印して納めます。

2. 20種類の文書と非課税文書

(1) 課税文書

20種類の課税文書とは、印紙税法別表第一の課税物件表に掲げられている20種類の文書により証されるべき事項を証明する目的で作成されたもののうち、非課税文書に該当しない文書をいいます。

【文書の種類（一例）】

- 不動産等の譲渡、地上権又は土地の賃貸借の設定又は譲渡、消費貸借、運送に関する契約書（第 1 号文書）
- 請負に関する契約書（第 2 号文書）
- 約束手形、為替手形（第 3 号文書）
- 定款（第 6 号文書）
- 継続的取引の基本となる契約書（第 7 号文書）
- 金銭又は有価証券の受取書（第 17 号文書）

(2) 非課税文書

非課税文書とは、課税物件表に掲げられている文書のうち、次のいずれかに該当する文書をいいます。

- 受取金額が 5 万円未満の領収証（第 17 号文書）など、課税物件表の非課税物件の欄に掲げる文書
- 国、地方公共団体又は日本赤十字社など印紙税法別表第二に掲げる者が作成した文書
- 一定の者が作成した非課税文書（印紙税法別表第三）
- 特別の法律により非課税とされる文書

3. 主な令和4年度税制改正項目

印紙税に関する主な令和4年度税制改正項目は以下のとおりです。

(1) 軽減措置の適用期限の延長

課税文書に該当する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」のうち、一定の要件に該当する契約書については、印紙税を軽減する措置が設けられています。この適用期限が令和 6年（2024年）3 月31日まで2年延長されました。

(2) 非課税措置の適用期限の延長

次のように適用期限が延長されました。

非課税措置の対象となる文書	改正後の適用期限
新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書	令和 5 年 3 月 31 日 (1 年延長)
特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書	令和 7 年 3 月 31 日 (3 年延長)

国税庁ホームページなどから最新の印紙税額一覧表を入手しましょう。

2022 年度における 雇用保険料率と年度更新

雇用保険料率は財政状況に応じて毎年度見直しが行われており、2022 年度の雇用保険料率は 3 月末に決定しました。例年と異なり、年度途中でも雇用保険料率が変更となります。

1. 2022 年度の雇用保険料率

雇用保険の財政は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、急激に悪化しました。一方で、コロナ禍で雇用保険料率が引き上げられることに対する労使の負担感も踏まえ、2022 年度については段階的に引き上げられることになりました。

具体的には下表のとおり、上期（2022 年 4 月 1 日から 9 月 30 日まで）と下期（2022 年 10 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで）に分けて変更されます。上期の雇用保険料率は、2021 年度と比較し、会社負担が 0.5/1,000 引き上げられるのみとなりました。そのため、給与から控除する従業員負担の雇用保険料率を変更する必要はありません。

2022 年度の雇用保険料率

【上期】2022 年 4 月 1 日～2022 年 9 月 30 日

	従業員負担	会社負担	合計
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	9.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	4/1,000	7.5/1,000	11.5/1,000
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	12.5/1,000

【下期】2022 年 10 月 1 日～2023 年 3 月 31 日

	従業員負担	会社負担	合計
一般の事業	5/1,000	6.5/1,000	8.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	6/1,000	7.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	8.5/1,000	16.5/1,000

2. 注意が必要な年度更新

2021 年度の確定保険料と 2022 年度の概算保険料を申告・納付する 2022 年度の年度更新では、2022 年度の概算保険料（雇用保険分）について、上期の概算保険料額と、下期の概算保険料額を賃金集計表で計算し、その合計額を 2022 年度の概算保険料として納付することになっています。

例年であれば、前年度の賃金額の合計を集計することで、確定保険料と概算保険料を算出できますが、2022 年度の年度更新は複雑になります。年度更新申告書に同封される厚生労働省のパンフレットを確認して、集計に誤りのないよう注意して進めましょう。

これまでは雇用保険の財政が安定していたことから、雇用保険料率は低く抑えられていました。2022 年度は上期からの急激な引き上げは見送られたものの、下期の引き上げは従業員の生活に影響が出てくることもあるでしょう。従業員への早めの周知を検討しましょう。

参考文献： ■M y Komon ■ゆりかご倶楽部

6月 今月のお勧めセミナー

第 3 回 税務・会計セミナー 「上手な税務調査の受け方」

今回のセミナーでは、①税務調査の基礎知識 ②税務調査の実際 ③調査官は「何を考え、何を調査するか」などの項目を盛り込み、元税務署長の 上杉 浩之氏 を講師に迎え、現場経験者の視点から実務に役立つ話をして頂きます。是非ご参加ください。

（開催日 6 月 8 日（水）セミナー概要は、別紙案内をご覧ください。）

あとがき 虫明です。昨年の末に本通りにオープンしたひとりサウナを体験してきました。広島初の完全個室サウナ専門店でお店の外観から中まで和風のデザインになっていてとてもいい雰囲気でした。部屋は完全個室になっているため密になることがなく安心して入ることができ、サウナ室の中の温度は 80～90 度ぐらいになっていてしっかり汗を出すことができました。サウナには、免疫力を高める効果や自律神経を整える効果などが期待できると言われています。コロナで注目された免疫力を高めて維持できるようにしていきたいと思います。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町 5 番 20 号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <https://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による
ニュース解説配信中！

